

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

告示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	16
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	17
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………	(農業施設管理課)	17
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	18

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	19
----------------------	----

道監査委員告示

○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項……………	20
---	----

道監査委員公表

○監査公表第4号……………	20
---------------	----

告示

北海道告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

江丹別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成25. 4. 1	理事	菅原 金次郎	旭川市江丹別町中央96番地の2
同	同	同	池田 富士世	同 江丹別町拓北558番地
同	同	同	渡部 弘	同 江丹別町嵐山59番地の11
同	同	同	武石 尚志	同 江丹別町嵐山197番地の6

同	同	同	島田 憲治	同	江丹別町西里96番地
同	同	監事	森内 恒夫	同	江丹別町嵐山347番地の2
同	同	同	北井 伸幸	同	江丹別町中央244番地の3
退任	同 25. 3.31	理事	菅原 金次郎	同	江丹別町中央96番地の2
同	同	同	池田 富士世	同	江丹別町拓北558番地
同	同	同	渡部 弘	同	江丹別町嵐山59番地の11
同	同	同	武石 尚志	同	江丹別町嵐山197番地の6
同	同	同	島田 憲治	同	江丹別町西里96番地
同	同	監事	森内 恒夫	同	江丹別町嵐山347番地の2
同	同	同	北井 伸幸	同	江丹別町中央244番地の3
池田土地改良区					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所
就任	平成25. 4.16	理事	野尻 修二	同	中川郡池田町字千代田580番地の1
同	同	同	神谷 雅之	同	池田町字豊田231番地の3
同	同	同	原 富夫	同	池田町字千代田285番地
同	同	同	穂田 豊治	同	池田町字東台220番地の6
同	同	同	中島 洋幸	同	池田町字昭栄307番地の2
同	同	同	永田 達也	同	池田町字利別西町13の2
同	同	同	村中 善一郎	同	池田町字青山280番地の2
同	同	同	多田 英俊	同	池田町字千代田615番地
同	同	同	清水 茂	同	池田町字東台631番地
同	同	監事	神谷 輝俊	同	池田町字豊田144番地の6
同	同	同	河口 賢悟	同	池田町字東台551番地
同	同	同	守内 薫	同	池田町字千代田34番地の4
退任	同 25. 4.15	理事	野尻 修二	同	池田町字千代田580番地の1
同	同	同	稲毛 康晴	同	池田町字東台690番地の13
同	同	同	石田 勉	同	池田町字千代田547番地の2
同	同	同	神谷 雅之	同	池田町字豊田231番地の3
同	同	同	原 富夫	同	池田町字千代田285番地
同	同	同	村中 善一郎	同	池田町字青山280番地の2
同	同	同	森田 悦典	同	池田町字東台38番地
同	同	同	永田 達也	同	池田町字利別西町13の2
同	同	同	吉田 和夫	同	池田町字東台205番地
同	同	監事	村田 謙二	同	池田町字千代田466番地の3
同	同	同	村瀬 徹洋	同	池田町字東台375番地

同 同 同 神谷輝俊 同 池田町字豊田144番地の6

北海道告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成25. 4.24	当麻土地改良区
同 25. 4.26	東和土地改良区

北海道告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
余市川土地改良区	尾根内頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	長沢頭首工	同
同	銀山頭首工	同
同	大江頭首工	同
江差土地改良区	鱈川第4頭首工	同
同	鱈川第7頭首工	同
同	鱈川第8頭首工	同
同	鱈川第9頭首工	同
同	逆川ダム	同

北海道告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所	上磯郡木古内町字亀川350の2
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解除の理由	鉄道用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更別608の1・608の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解除の理由	河川管理施設用地とするため

3(1) 解除に係る保安林の所在場所 上磯郡木古内町字亀川350の2

(2) 保安林として指定された目的	干害の防備
(3) 解除の理由	鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第324号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解除の理由	道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町振内町139の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第325号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩内郡岩内町・古宇郡神恵内村（以上1町1村について、次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課並びに岩内町役場及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年5月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

様似町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

様似町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月10日

北海道釧路総合振興局長 土 榮 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借（158台分） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年8月1日から平成30年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年5月10日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課）
- (2) 入札日時 平成25年6月4日 午後1時30分（送付による場合は、同月3日必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成25年3月29日付け北海道釧路総合振興局告示第2号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（158台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（158台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 158 lset
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 4, 2013
(Mailed bids must arrive no later than June 3, 2013)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 2-2-54, Urami, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan
Phone : 0154-43-9133

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年5月10日

北海道監査委員 加藤 礼一
北海道監査委員 池田 隆一
北海道監査委員 太田 博
北海道監査委員 飴谷 長藏

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が平成23年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38

第6項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年5月10日

北海道監査委員 加藤 礼一
北海道監査委員 池田 隆一
北海道監査委員 太田 博
北海道監査委員 飴谷 長藏